

工務店の皆さんへ

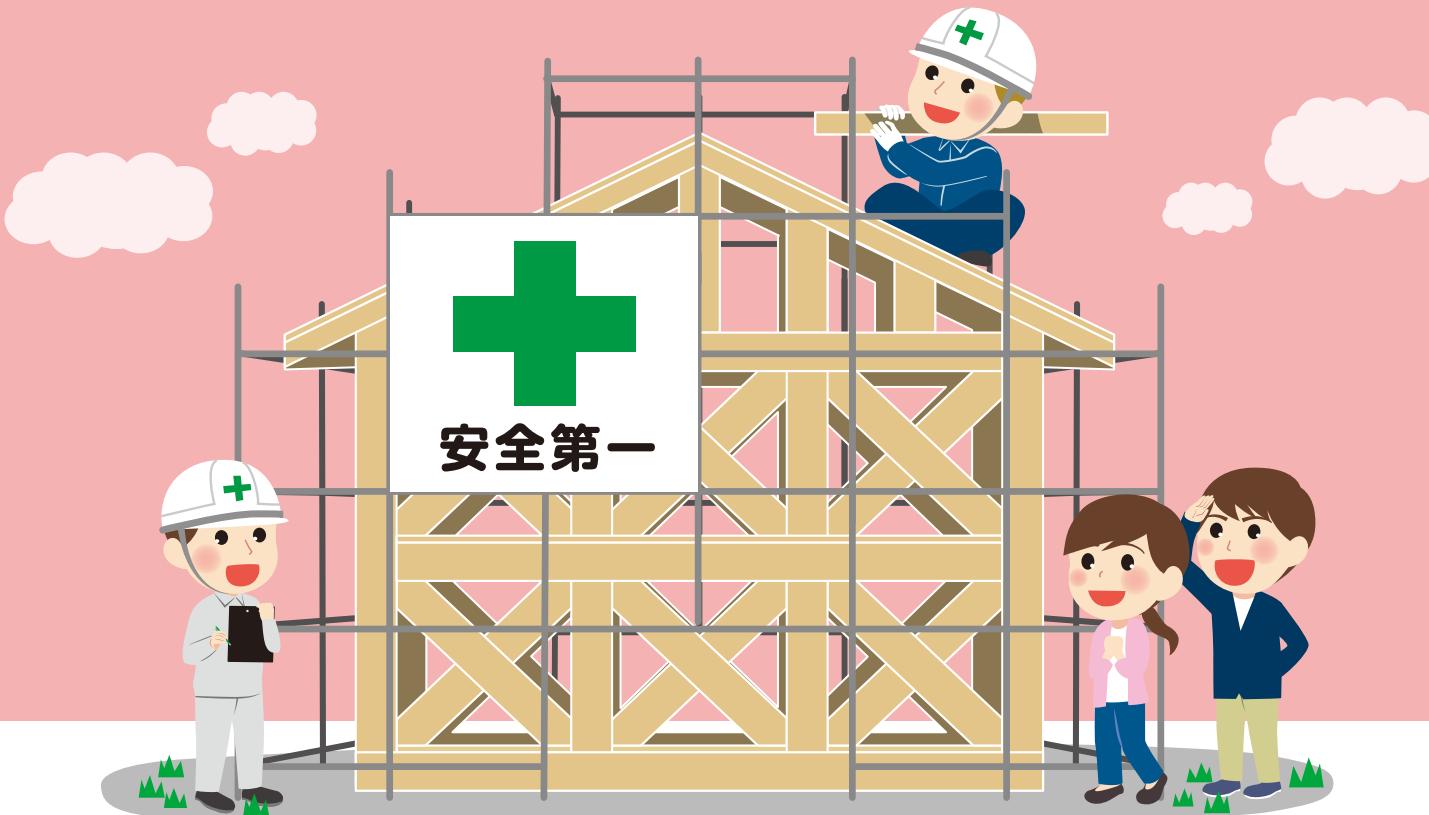
建設総合補償制度の ご案内

- 建設工事保険
- 施設所有(管理)者賠償責任保険
- 請負業者賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険
- 雇用関連賠償責任保険
- サイバーリスク保険
- 業務災害補償制度(事業活動総合保険)

マイホームの建築中に**地震**がきたら…?

ご安心ください！

新築工事中の**地震による損害を補償できる**制度ですよ！



保険期間

2024年4月1日午後4時から 1年間

契約者: J.J.建築研究会総合補償制度事務局

加入対象者: J.J.建築研究会会員

取扱代理店: 株式会社カキプロ

ご加入お問い合わせ: TEL.0800-800-6581 (通話料無料)

JJ建築研究会総合補償制度の特長

POINT

1

保険料が割安

JJ建築研究会の団体契約のスケールメリットにより、各種保険に個別に加入するより割安です。

POINT

2

工事中の地震補償

新築工事に限定して地震または噴火による火災、倒壊、津波、液状化などによって生じた損害を補償いたします。

POINT

3

手続きが簡単

前年度の売上高で保険料を算出するので新築工事をはじめ、リフォーム工事等すべての建築工事が補償対象となるため保険の手配漏れを防ぎます。(自社物件の場合はご確認ください)

POINT

4

業務災害にも対応

役員・従業員はもちろんパート、アルバイト、下請負業者を幅広く補償。労災リスクをオーダーメイドで対応します。

**※本制度は『JJ建築研究会会員』となっていただくことで
加入できる制度です。**

契約者:JJ建築研究会総合補償制度事務局

加入対象者:JJ建築研究会会員

JJ建築研究会とは ~会員の皆さんを応援します~

木造建築に関する構造研究の発展ならびに耐震構造の指導・啓蒙を図ることにより21世紀のあるべき住宅建築、環境の保全と快適で安全・安心な住生活の提供を可能とすべく技術支援、また安心して住宅建築を受発注できるリスクマネジメント情報の提供を行うことにより工務店経営の一助に資することを目的としています。

JJ建築研究会総合補償制度 コース別 主な補償内容

	プレミアム 充実な補償	スタンダード 一般的な補償	エコ 保険料重視
建設工事保険	自己負担額:0円 (盗難のみ10万円)	自己負担額:5万円	自己負担額:10万円
★ 地震危険担保	○ P.4	×	×
火災・自然災害・業務遂行・盗難等	○	○	○
荷卸作業中の事故	○	×	×
雪災	○	×	×
残存物取片付費用保険金	損害保険金の10%	損害保険金の6%	損害保険金の6%
臨時費用保険金	1事故500万円限度 (損害保険金の20%を限度)	1事故100万円限度 (損害保険金の20%を限度)	1事故100万円限度 (損害保険金の20%を限度)
★ 優良戻し	○ P.4	×	×
賠償責任保険 保険金額(支払限度額):身体・財物共通 2億円(1事故につき)	自己負担額:1万円 (1事故につき)	自己負担額:1万円 (1事故につき)	自己負担額:10万円 (1事故につき)
請負業者賠償	地盤崩壊危険補償特約 ○ P.5	○	×
	交差責任補償特約 ○	○	○
	管理財物損壊補償特約 ○	○	○
	借用財物損壊補償特約 ○ P.5	○	×
	支給財物損壊補償特約 ○ P.5	○	×
生産物賠償	★交差責任補償追加条項 ○ P.6	×	×
	生産物回収費用追加条項 ○	×	×
施設所有(管理)者賠償	○	○	○

辻木材加入コース

建設工事保険

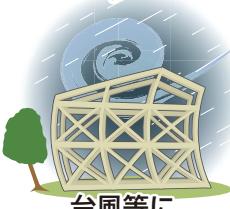
建築工事の着工から完成・引渡までの間に建築現場での建築対象物件に生じた不測かつ突発的な事故による損害を補償します。

プレミアム(充実な補償)

スタンダード・エコ(基本的な補償)



火災・落雷
破裂・爆発



台風等による風災



大雨等による
水災・土砂崩れ



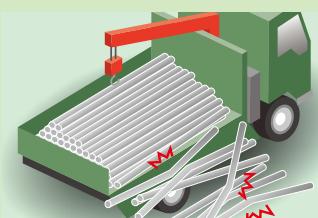
不測かつ
突発的な事故



地震・噴火・津波等



雪災・寒気・霜



荷卸作業中の事故

地震危険担保特約(プレミアム・新築工事限定)

**火災保険や建設工事保険に加入しているだけでは
地震による損害は補償されません。**

地震もしくは噴火または津波によって生じた損害(火災・損壊・埋没・液状化現象等)を補償します。

お支払いする保険金

損害額から自己負担額(100万円)を控除し、縮小割合80%を乗じた額をお支払いします。

※この補償制度全体での総支払限度額は12億円となります。

※自己負担金100万円はそれぞれの対象工事ごとに1回の事故につき適用されます。

優良戻し(GRR) ※プレミアム限定

加入者に事故がなく、かつご契約全体の損害率が30%以下の場合、保険料の一定額が返還されます。

オプション

メインテナンス期間に関する特約 引渡後 2年間

- ・メインテナンス期間中の修補作業の稚拙または過失による事故
- ・建築期間中の「施工の欠陥」による事故
- ・自己負担額：1回の事故につき損害額20%となります。

お支払いする保険金

復旧費 - 自己負担額 + 残存物取片付費用
保険金額(支払限度額):工事請負契約金額

P.3 + 臨時費用 P.3

請負業者賠償責任保険 施設所有(管理)者賠償責任保険

請負工事または所有・使用する施設の管理不備に起因して、保険期間中に生じた第三者の身体障害、財物の損壊に関する損害賠償責任を補償します。

プレミアム・スタンダード(充実な補償)



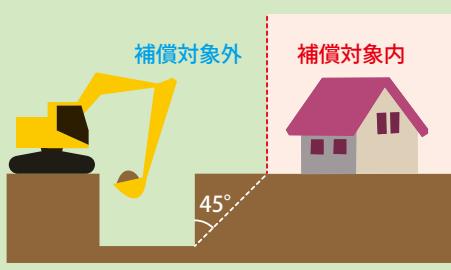
モデルルームの照明落下、
来場者ケガ



エコ(基本的な補償)
ユンボ作業中、隣家の塀を破損



塗装作業中
隣接駐車場の車両汚損



地盤崩壊危険補償特約

地盤崩壊危険補償特約(プレミアム・スタンダード)

被保険者が行う地下工事・基礎工事または土地の掘削工事に伴い不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れまたは土砂の流出・流入に起因して土地の工作物、植物が滅失、破損もしくは汚損し、または動物が死傷したこと等による賠償責任を補償します。
(1被害者・保険期間につき限度額:1,000万円 自己負担額:1事故につき10万円)

交差責任補償特約

発注者を被保険者に含めます。また下請業者等被保険者が複数いる場合、各被保険者をお互い第三者とみなし、被保険者相互間の事故を補償します。

管理財物損壊補償特約

被保険者の管理下にある財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗取によって被保険者が被る損害を補償します。

借用財物損壊補償特約 (プレミアム・スタンダード)

業務遂行のために借用している財物(リース・レンタル含む)の滅失、破損または汚損によって被る損害を補償します。
(1事故限度額:100万円 自己負担額:5万円)

支給財物損壊補償特約 (プレミアム・スタンダード)

業務遂行のために他人から支給された支給財物の滅失、破損または汚損によって被る損害を補償します。
(1事故限度額:100万円 自己負担額:5万円)

保険金額(支払限度額)

身体・財物共通 1事故につき2億円

免責金額(自己負担額)

1事故につき1万円(プレミアム・スタンダード)

1事故につき10万円(エコ)

生産物賠償責任保険

請負工事等の仕事の結果に起因して保険期間中に生じた
第三者の身体障害・財物の損壊に関する損害賠償責任を
補償します。

プレミアム(充実な補償)

スタンダード・エコ(基本的な補償)



階段の施工不良により
施主がケガ



屋根の施工不良により
雨漏り発生、テレビ破損



2階浴室の配管接続不良により
水漏れが発生、壁クロス・床板汚損

交差責任補償追加条項 ※プレミアム限定 P.3

下請業者等被保険者が複数いる場合、各被保険者をお互い第三者とみなし、被保険者相互間の事故を補償します。

生産物自体への補償

仕事の結果の事故によって他人の身体障害または財物損壊が発生し、保険金が支払われる場合、原因となった仕事の目的物それ自体の損害を補償。
1事故限度額・保険期間中限度額:1,000万円 自己負担額:1万円

保険金額(支払限度額)

身体・財物共通 1事故につき・保険期間中2億円

免責金額(自己負担額)

1事故につき1万円(プレミアム・スタンダード)
1事故につき10万円(エコ)

業務災害補償制度 (事業活動総合保険)

就業中および通勤途上のケガを補償します。
補償対象者を記名することなく、申告された売上高にあたる
作業に従事している方全員が対象。



転落



資材の落下によるケガ



通勤中のケガ

従業員を守る補償
労働災害補償



経営を守る補償
使用者賠償補償

- ・役員、従業員、パート・アルバイト、下請作業員等を**包括的補償**
- ・**政府労災適用に関わらず**補償対象
- ・**経営事項審査(W1)で15ポイント加点**が可能
- ・ケガだけではなく、**うつ病による自殺や過労死等の新型労災**にも対応
- ・**地震・噴火・津波等の天災によるケガ**も補償(オプション)

補償内容	プラン例 ①	プラン例 ②
使用者賠償責任補償	2億円 (1事故あたり)	2億円 (1事故あたり)
死亡・後遺障害保険金	2,000万円	1,000万円
入院保険金 (1,000日限度)	10,000円/日	5,000円/日
手術保険金	5万円(外来時) 10万円(入院時)	2.5万円(外来時) 5万円(入院時)
通院保険金 (90日限度)	3,000円/日	3,000円/日
臨時費用保険金 (入通院臨時費用補償特約)	支払限度 100万円	支払限度 100万円

こころとからだホットライン

業務災害補償制度(事業活動総合保険)にご加入の事業者様は無料でご利用いただけます。

「こころとからだホットライン」は、業務災害補償制度にご加入いただいた企業の役職員の皆さまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。また、人事労務部門ご担当者さまの相談窓口としてもご利用いただくことが可能です。貴社のメンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度としてぜひご活用ください。

主なメディカル&生活関連サポートサービス(24時間・365日)

健康・医療相談

健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

健康チェックサポート

●人間ドック紹介

人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介をおこないます。

●郵便検診

忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、自宅で可能な「郵便検診」をご紹介するサービスです。

●検診結果相談

検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

予約制専門医相談

「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談(予約制)いただくことが可能です。

医療機関情報提供

●緊急時の医療機関情報の提供

夜間休日の救急医療機関や、出張・旅先での最寄りの医療機関の情報を提供します。

●専門医療機関情報の提供

地域の専門医療機関情報を提供します。

公的給付相談(予約制)

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。

法律・税金相談(予約制)

弁護士が法律に関して、また、税理士が税金に関わる相談にお答えします。

主なメンタルヘルスサービス

メンタルヘルス対面カウンセリング

メンタルヘルス電話カウンセリング

全国約150ヵ所のカウンセリング拠点にて、対面でのカウンセリングを行います。(予約制)

●1名につき年間5回まで、1回は約50分まで

●予約受付は

平日9:00～22:00 土曜10:00～20:00

※日祝・年末年始(12/29～1/4)を除きます。

臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関わる相談に電話で応対します。

●利用時間

平日9:00～22:00 土曜10:00～20:00

※日祝・年末年始(12/29～1/4)を除きます。

●回数制限なし

※本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。

※お電話でのご相談の際には、お名前・企業名・証券番号をお聞きすることがございますので、ご了承ください。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。

詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●本制度はJJ建築研究会会員となっていただくことで加入できる制度です。

●ご契約者以外の被保険者(保険の対象となる方、補償を受けられる方など)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

<引受保険会社>

損害保険ジャパン(株)

東京海上日動火災保険(株)

三井住友海上火災保険(株)

AIG損害保険(株)

※分担割合については取扱代理店まで
お問い合わせください。

<取扱代理店> 株式会社力キプロ

(本社)

〒060-0042 札幌市中央区大通西11-4
大通藤井ビル2F

(大阪支店)

〒530-0043 大阪市北区天満1-6-8
六甲天満ビル2F

TEL(共通):0800-800-6581(通話料無料) 受付時間(共通):平日9:00～17:00

マイホームの建築中に

地震がきたら...??



大丈夫。

弊社は「建築中の地震」に対応する建設工事保険に加入しています。
新築工事中の地震・噴火・津波・液状化、地震を原因とする火災の損害が補償されます。

【支払われる保険金】

損害額から自己負担額(100万円)を控除し、縮小割合80%を乗じた額が支払われます。

※自己負担額100万円はそれぞれの対象工事ごとに1回の事故につき適用されます。

※この補償制度全体での総支払限度額は12億円となります。

JJ建築研究会
総合補償制度